なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。(現場代理人としての実績の場合はこの限りではない)。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

この事項は、契約後特記仕様書の記述に基づき技術者届により監督員が確認する。

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお､「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

求める経験１

鋼橋のコンクリート床版またはコンクリート橋の上部工の補修・補強もしくは新設を行った工事。

求める経験２

断面交通量が2.5万台／日以上の道路(国道又は自動車専用道路)において車線規制、中央分離帯規制又は対面交通規制を実施した工事

⑹　設計管理技術者及び照査技術者が下記のいずれかの技術資格を有する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）①　技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート)】の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ建設部門に該当する部門に４年以上従事している者。

②　技術士【総合技術監理部門[建設(鋼構造及びコンクリート)]】の資格保有者

２）ＲＣＣＭ【鋼構造及びコンクリート部門】の資格保有者

３）土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者)【鋼・コンクリート分野】

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　次に掲げる技術提案書を提出すること

・記３に示す提案内容をすべて記載していること

・提案内容が著しく不適当でないこと

⑻　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に､「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき､「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑼　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし､相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率は２社で構成される場合は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑽　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと

⑾　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　技術提案に関する事項　技術提案については、下記の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、技術提案の提出が無かった場合、技術提案の内容が適当と認められなかった場合は、競争参加資格が無いものとする。

①　技術提案の概要

②　構造の成立性

③　施工計画

④　品質管理

⑤　安全管理

⑥　工程計画

４　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

その概要を以下に示すが、具体的要件及び入札時の評価値に関する基準については、入札説明書によるものとする。

⑵　総合評価技術提案　総合評価技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお､総合評価項目の提出が無かった場合、または総合評価項目で１項目でも不可のある場合は、不適格とする。

①　構造の成立性

②　施工計画

③　品質管理

④　安全管理

⑤　工程計画

⑶　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価基準は以下の通りとする。

①　構造の成立性　「ＲＣ床版の全面的な打替え及び中央分離帯拡幅の構造概要など」

・以下の評価指標をもとに、提案された内容について、設計図書との整合を評価

②　施工計画　「供用中道路に対する影響を最小化（車線数・幅員の確保等）する施工計画など」

・以下の評価指標をもとに、提案された内容について評価

③　品質管理　「供用中橋梁における打替え及び拡幅床版(既設構造との打継部を含む)の品質を確保するための施工方法など」

・以下の評価指標をもとに、提案された内容について評価

④　安全管理　「供用中道路に対する第三者被害の防止及び工事中事故防止に向けた安全対策など」

・以下の評価指標をもとに、提案された内容について評価

⑤　工程計画　「中央分離帯拡幅工及び床版打替工の工事に伴う交通規制（固定規制を含む）の総規制日数と根拠など」

・提案された日数について提案者の優劣を相対的に評価

評価項目①に関する評価指標は以下の通りとする。

①　可　「不可」以外

②　不可　設計要領第二集に示す床版打替え及び設計図書に示すＲＣ床版の基本条件に適合していない内容のもの。